

豊洲市場移転における大規模事業者融資事業

に係る利子補給金交付要綱

平成 26 年 10 月 1 日付 26 中事業第 324 号

(改正) 平成 28 年 4 月 1 日付 27 中事業第 904 号

(改正) 平成 28 年 12 月 1 日付 28 中事業第 760 号

(改正) 平成 28 年 12 月 26 日付 28 中事業第 854 号

(改正) 令和 2 年 5 月 1 日付 2 中事業第 101 号

(改正) 令和 2 年 6 月 19 日付 2 中事業第 266 号

(目的)

第 1 条 本要綱は、「豊洲市場移転における大規模事業者融資要綱」（平成 26 年 10 月 1 日付 26 中事業第 315 号。以下「融資要綱」という。）に基づく大規模事業者融資事業（以下「本融資事業」という。）の実施に当たり、大規模事業者が支払う利子の一部を東京都（以下「都」という。）が補助すること（以下「利子補給事業」という。）により、事業者の資金調達に係る費用負担を軽減することで豊洲市場への円滑な移転を推進し、もって生鮮食料品の円滑な流通を図ることを目的とする。

(適用法規及び定義等)

第 2 条 利子補給金の交付については、本要綱に定めるもののほか、融資要綱、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）の定めるところによる。なお、本要綱において用いる用語の定義は、本要綱に別段の定めがあるときを除き、東京都中央卸売市場条例（昭和 46 年 12 月 1 日条例第 144 号。以下「条例」という。）及び融資要綱の定義によるものとする。

(交付の対象)

第 3 条 利子補給金交付の対象は、次の各号の要件をいずれも満たす大規模事業者とする。

1 大企業

(1) 条例第 43 条に規定する市場施設の使用許可または地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 5 に規定する市場事業に係る土地の貸付けを受けていること

(2) 条例第 49 条に規定する使用料を滞納していないこと

- (3) 関連事業者においては、条例第 40 条に規定する直近の事業報告書を提出していること
- (4) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）に該当しないこと（法人の場合は、その業務を執行する役員が暴力団員等に該当しないこと）、暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用していないこと、及びその業務活動について暴力団員等により支配を受けていないこと

2 子会社

- (1) 豊洲市場で条例第 43 条に規定する市場施設の使用許可または地方公営企業法施行令第 26 条の 5 に規定する市場事業に係る土地の貸付けを受ける予定であり、都による融資資格の審査を経ていること
- (2) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと（法人の場合は、その業務を執行する役員が暴力団員等に該当しないこと）、暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用していないこと、及びその業務活動について暴力団員等により支配を受けていないこと

(利子補給の実施内容)

- 第 4 条 都は、取扱金融機関が大規模事業者に対して実施する融資に伴い発生する利子の一部を、その予算の範囲において、大規模事業者に代えて取扱金融機関に対して交付する。
- 2 また、環境・省エネ設備補助金つなぎ融資特例についても、発生する利子の全額を都が、その予算の範囲において、大規模事業者に代えて取扱金融機関に対して交付する。

(利子補給金の算定方法)

- 第 5 条 都は、貸付金残高に対し、大規模事業者が負担する年利から 0.5% を除いた利率で計算した金額を、その予算の範囲において、取扱金融機関に対して交付する。
- 2 また、環境・省エネ設備補助金つなぎ融資特例を利用する場合、都は取扱金融機関が大規模事業者に対して実施する融資に伴い発生する利子の全額を、その範囲において、大規模事業者に代えて取扱金融機関に対して補助する。
- 3 前項に定める利子補給金を算定する際、貸付金の約定返済日が銀行法第 15 条第 1 項に規定する休日に当たる場合は、翌営業日を約定返済日として利子補給金の算定を行う。

(利子補給の交付対象期間及び金額)

第6条 利子補給は、融資を開始した時点から最終の約定返済日が到来するまでの間、15年を限度とし、行うものとする。ただし、以下各号の事由が生じた場合には、利子補給金の交付対象期間及び金額を変更するものとする。

- (1) 全部返済があった場合、利子補給金の支給対象期間は実際に返済した日までとする。
- (2) 一部返済があった場合、利子補給金の支給対象期間は、新たに設定する返済期間とし、利子補給金の金額は、新たに設定する返済期間及び返済額に基づき再算定した金額とする。
- (3) 履行延期があった場合、利子補給金の支給対象期間及び金額は、当初に設定した返済期間及び金額を限度とする。ただし、第8条に定める利子補給金の増額確認を受けた場合は、この限りではない。
- (4) 期限の利益の喪失があった場合、利子補給金の支給対象期間及び金額は、期限の利益を喪失した日までとする。
- (5) 民事再生法及び会社更生法の適用があった場合、利子補給金の金額は、新たに設定した返済期間及び返済額に基づき再算定した金額とする。

(利子補給金の交付申請)

第7条 取扱金融機関は、交付申請を行う当該年度中に交付が見込まれる利子補給金額（以下「利子補給金見込額」という。）を算出し、知事に対し、大規模事業者に代わって交付申請を行うものとする。なお、交付申請を行うときは、利子補給金交付申請書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

(利子補給金の増額確認届及び確認通知)

第8条 第6条第1項（3）の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、1年を限度として履行延期を行う場合は、当該履行延期に伴う利子の増額分について、利子補給金の支給対象期間に支払うものに限り、増額を認めることができるものとする。この場合、大規模事業者は、履行延期に先立ち、知事に対し、履行延期時利子補給金増額確認届（第2号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の申請があったものについて、その内容を審査の上適当と認めるときは、利子補給金の増額確認を行うものとする。なお、増額確認を行うときは、履行延期時利子補給金増額確認通知書（第3号様式）を大規模事業者に通知するものとする。
- 3 前項の適當と認めるときとは、大規模事業者について災害、盜難その他の事故が生じたことにより、大規模事業者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行延期を行うことがやむをえないと認められる場合とする。

(利子補給金の変更交付申請)

第9条 取扱金融機関は、当該年度中に交付額の変更があった場合は、利子補給金見込額を再度計算し、知事に対し、大規模事業者に代わって変更交付申請を行うものとする。なお、変更交付申請を行うときは、利子補給金変更交付申請書（第4号様式）を知事に提出するものとする。

（利子補給金の交付決定）

第10条 知事は、第7条の規定により利子補給金の交付申請があつたもの、及び第9条の規定により利子補給金の変更交付申請があつたものについて、その内容を審査の上適当と認めるときは、利子補給金の交付決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。なお、交付決定を行うときは、利子補給金交付決定通知書（第5号様式）を取扱金融機関に通知するものとする。

（申請の撤回）

第11条 取扱金融機関は、前条の規定による利子補給金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があり、利子補給金の交付申請を取り下げようするときは、交付決定通知を受領した日から14日以内にその旨を記載した任意の書面を知事に提出しなければならない。

（利子補給金の請求）

第12条 取扱金融機関は、大規模事業者の返済状況に応じて利子補給金の金額を計算し、知事に対して利子補給金の交付の請求をするものとする。なお、利子補給金の請求をする場合は、その都度、利子補給金請求書（第6号様式）に必要書類を添付して、知事に提出するものとする。

- 2 取扱金融機関は、前項の規定により利子補給金の請求をする際には、四半期ごとに請求をとりまとめて行うものとする。ただし、3月分については、第1四半期分（4月から6月分まで）と合わせて請求するものとする。
- 3 ただし、環境・省エネ設備補助金つなぎ融資特例については、当該年度分（3月分から翌年2月分まで）をとりまとめて、3月末までに請求するものとする。

（利子補給金の交付）

第13条 知事は、前条の規定により利子補給金交付の請求があつたときは、その内容を審査し、適當と認められる額につき、取扱金融機関に対し利子補給金を交付するものとする。

- 2 利子補給金の交付は、第10条に規定する交付決定通知書に基づき行うものとし、請求ごとに確定払いとする。

（事情変更による決定の取消等）

第14条 知事は、第10条の規定による交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更する旨の決定を行うことができる。ただし、既に経過した交付が行われた期間に係る部分については決定の取り消しを行うことができない。この限りでない。

- 2 交付決定後に生じた事情の変更等により、利子補給事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合は、前項の規定により交付決定を取り消すことができる。
- 3 第1項の規定による交付決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、その処理に要する経費を交付することができる。

(承認事項等)

第15条 取扱金融機関は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 利子補給事業の内容を変更しようとするとき
- (2) 利子補給事業を中止又は廃止しようとするとき

(事故報告等)

第16条 取扱金融機関は、利子補給事業が予定の期間内に完了しない場合又は利子補給事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を任意の書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行命令等)

第17条 知事は、取扱金融機関が提出する報告書又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、当該取扱金融機関において利子補給事業を利子補給事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、取扱金融機関に対しこれらに従って当該利子補給事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 取扱金融機関が前項の命令に違反したときは、知事は取扱金融機関に対し、当該利子補給事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第18条 取扱金融機関は、各月の利子補給事業が完了したときは、実績報告書（第7-1号様式）を作成し、第12条第2項に規定する利子補給金の請求と同時に四半期ごと（環境・省エネ補助金つなぎ融資特例の場合は年度ごと）にとりまとめて知事に提出しなければならない。

- 2 取扱金融機関は、都の会計年度ごとに利子補給事業が完了したときは、実績報告書（第7-2号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。
- 3 取扱金融機関は、利子補給事業が完了しなくとも、交付決定に係る都の会計年度が修了したときは、前項に規定する実績報告書を速やかに知事に提出しなければならない。また、第15条第2号の規定により中止又は廃止の承認を受けた場合も同様とする。

(利子補給金の額の確定)

- 第19条 知事は、前条第1項の規定による実績報告書を受けた場合は、実績報告書の審査及び必要に応じて調査等を行うものとし、当該利子補給事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、取扱金融機関に確定通知書（各月分）（第8-1号様式）をもって通知する。
- 2 知事は、前条第2項の規定により実績報告書を受けた場合は、実績報告書の審査及び必要に応じて調査等を行うものとし、当該利子補給事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき利子補給金の額を確定したことを確認し、取扱金融機関に確定通知書（年度分）（第8-2号様式）をもって通知する。

(是正のための措置)

- 第20条 知事は、前条各項の規定による調査等の結果、利子補給事業の成果が交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないものと認めるときは、取扱金融機関に対し当該利子補給事業につき、これらに適合させるための措置をとることを命ずる。

(決定の取消し)

- 第21条 知事は、大規模事業者又は取扱金融機関が次の各号のいずれかに該当した場合は、取扱金融機関に対して利子補給金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込みによって融資を受けたとき
- (2) 虚偽の申請によって利子補給金の交付決定を受けたとき
- (3) 利子補給金の交付決定に基づく指示、本要綱に定める事項、又はその他法令に違反したとき

(利子補給金の返還)

- 第22条 知事は、第14条第1項又は前条の規定により利子補給金の交付決定を取り消した場合において、利子補給事業の当該取消しに係る部分に関し既に取扱金融機関に利子補給金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

- 2 知事は、第19条の規定により取扱金融機関に交付すべき利子補給金の額を確定した場合において、既にその額を超える利子補給金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。
- 3 取扱金融機関は、貸付金について繰上償還の報告及び違算過収などがあったものについては、速やかに、任意の書面により知事に報告しなければならない。この場合において、取扱金融機関は既に交付された利子補給金の一部を返還しなければならない。
- 4 前3項の規定により返還すべき利子補給金については、都が発行する納入通知書により都に納付しなければならない。
- 5 前項の規定による利子補給金の納付期限は、第3項による報告のあった日の属する月の翌月末日とする。ただし、末日が銀行法第15条第1項に規定する休日に当たる場合は、前営業日とする。

(違約加算金及び延滞金)

- 第23条 知事は、第21条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消し、前条第1項の規定により利子補給金の返還を命じたときは、取扱金融機関に対し、当該命令に係る利子補給金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（ただし、100円未満の場合を除く。）の納付を命じることができる。
- 2 知事は、取扱金融機関に対し利子補給金の返還を命じた場合において、取扱金融機関がこれを期日までに返還しなかったときは、取扱金融機関に対し、期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（ただし、100円未満の場合を除く。）の納付を命じることができる。
 - 3 違約加算金及び延滞金については、都が発行する納入通知書により都に納付しなければならない。
 - 4 第1項及び第2項の規定に定める利率は、1年を365日として計算する。

(延滞金の計算)

- 第24条 知事が前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた利子補給金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

- 第25条 知事は、取扱金融機関に対し利子補給金の返還を命じ、取扱金融機関が、当該利子補給金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、取扱金

融機関に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の期間においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等を未納付額と相殺することができる。

(関係書類帳簿の整理保管)

第26条 取扱金融機関は、利子補給事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を整理保管し、これらの関係書類を当該事業の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第27条 都は、利子補給事業を実施するために必要があると認めるときは、取扱金融機関及び大規模事業者に対して利子補給事業の状況その他参考となる事項について、報告及び資料の提出を求めることができる。

- 2 融資要綱と異なる条件（利率等）の融資の実行により、利子補給金の交付がされた場合、都は取扱金融機関に対して必要な措置を求めることができる。
- 3 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本要綱は、平成26年10月1日から施行する。

（平成26年10月1日中事業第324号）

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（平成27年4月1日中事業第904号）

本要綱は、平成28年12月1日から施行する。

（平成28年12月1日中事業第760号）

本要綱は、平成28年12月26日から施行する。

（平成28年12月26日中事業第854号）

本要綱は、令和2年5月1日から施行する。ただし、第8条第1項の履行延期時利子補給金増額確認届の提出に関する規定の適用について、令和2年4月1日から令和2年5月31日までの期間において、履行延期を行う場合、同項中「履行延期に先立ち」とあるのは、「令和2年5月31日までに」とする。

（令和2年5月1日2中事業第101号）

本要綱は、令和2年6月21日から施行する。

（令和2年6月19日2中事業第266号）